

令和4年度

児童養護施設福島愛育園 事業計画

基本方針

国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子ども最善の利益を実現していくため、都道府県に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼。以降、児童養護施設は、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められてきた。

令和11年を終期とし、令和6年までの5年を前期、令和7年からの5年を後期としている。従って、「福島県社会的養育推進計画」において、令和4年度は前期の中盤にあたる。

当園は、平成28年度から77名としていた定員を、今年度より定員が70名水準になる見込みであり、今年度当初は現員46名でのスタートとなる見込み。

社会の変化に対応しながら、引き続き従来の入所児童に対する支援として、特に自立支援に重きを置き、さらに、積極的に子育て困難家庭への支援（ショートステイ）と里親への支援（レスパイトケア）に取り組み、地域及び関係機関の期待に応える施設を目指す。

令和4年度 重点事項

1. 高齢児童への対応と自立支援

今年度は高校生以上の児童が14名、そのうち5名が高校卒業を迎える。アルバイト等による就労体験を自らの目標とする進路に活かせるよう支援する。地域小規模児童養護施設で生活する児童はその特性を活かした社会的自立の促進を図っていく。本園においては、生活訓練棟「うめもどき」を活用した措置児童の自活訓練等を実施していくと同時に、卒園後のアフターケアの充実を図っていく。

2. 職員の専門性及び資質向上を図る研修体制の充実

高齢児童への自立支援を図っていくためには、個々の職員が知識と経験を積み重ねていく必要がある。外部研修に参加することで新たな取り組みを取り入れると共に、園内においてはOJT研修を重視しチーム力を高め、施設全体の処遇力の向上を図る。

3. 学習体制の強化

中学生は13名、そのうち3名が高校受験を迎える。各児童の希望がかなえられるよう受験生を中心に学習塾を活用した学習力の向上を図る。1・2年生については、従来の大学生を中心とした家庭教師による学習支援の体制が整わない為、園内担当者の充実を図り対策を講じていく。

4. 地域支援の取り組み

福島市からの委託事業である「ショートステイ」の積極的な受け入れを行うことで、一般家庭の子育て支援に寄与するとともに、里親家庭へのレスパイト・ケアをはじめとした支援に取り組み、児童養護施設の持つ専門機能（ソーシャルワーク、心理アセスメント、心理支援、保育等）を効果的かつ、施設の支援機能を更に高められるよう努めていく。

○入所児童（見込）

認可定員	本園	通常形態	学童棟（3棟）男女混合縦割り	46名	合計	70名	
		小規模グループケア		つくしの家 ひまわりの家			
				6名 6名			
		地域小規模児童養護施設「わたりの家」		6名			
	地域小規模児童養護施設「森合の家」						
対象者	原則として福島県に在住し、児童相談所長が児童養護施設に入所することが適当と認められた1歳から18歳までの児童。						

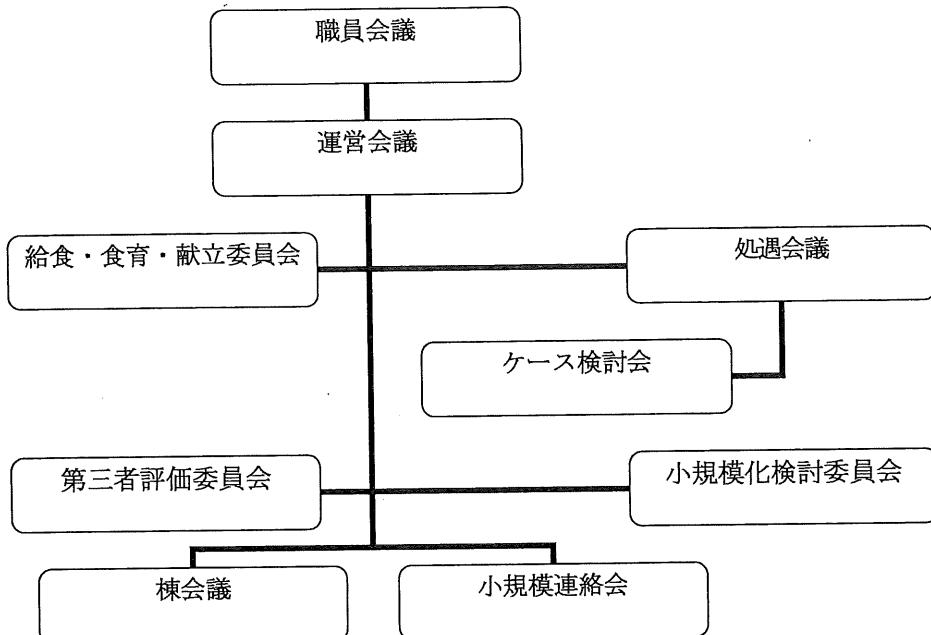
○会議

会議等	参加職員	所掌	司会/進行	計画	主な内容
職員会議	全職員	総括主任	基幹的職員	月1回	園長の方針の伝達、全体把握事項の確認、決定
運営会議	各棟主任	基幹的職員	副園長	週1回	重要案件の協議相談等
処遇会議	全職員	—	総括主任	月1回	処遇に関する困難事項等を検討
ケース検討会	全職員	—	担当者	年5回	個別処遇向上の研究、協議等
棟会議	棟職員	—	棟主任	月1回	各棟事業計画、自立支援計画処遇指導策定、確認報告など
小規模連絡会	担当職員	—	主幹	月2回	地域小規模児童養護施設の運営、処遇課題、連絡調整等
献立給食委員会 食育	各棟代表職員	給食主任	各委員長	月1回	献立、集団給食の改善、工夫、食事環境の整備、衛生事故予防等
森の委員会	棟主任等	園長	副園長	月2回	性的事故防止への対応等
第三者評価委員会	代表職員	園長	主任指導員	月2回	福祉サービス第三者評価受審準備等
小規模化検討委員会	代表職員	園長	総括主任	月1回	本体施設の処遇方法の改善等を検討協議

会議名等	＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
棟会議	8	10	8	5	27	13	12	8	2	6	7	2	
処遇会議	—	—	—	—		27	26	25	16	20	—	21	9
職員会議	22	20	22	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ケース検討会	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
園内研修	—	20	—	19	—	27	—	25	—	20	—	—	16

※ 各会議等の所掌職員は、図る議題及び検討内容の資料を、会議を開催する直近の運営会議にて相談・確認をするものとする

<会議等の位置づけ>



理念

創設者瓜生イワ刀自が提唱する「仁慈隱惕」の精神を継承し、次世代を担う児童の育成をもって社会に貢献する。

三つの願い（目標とする子ども像）

1. 心身ともに元気な子
2. 感性の豊かな子
3. 瞳を輝かせ希望に満ちた夢の持てる子

五つの進め方（年次方針）

1. 「自ら住みたくなる家づくり」構想に努める
2. 情報を共有し、一体感の感じ取れるチームワークを築く
3. 地域と協働した養育の実践を図る
4. スカウト精神を持って生きる力を身につける
5. グループワーク及びケースワークの特性を生かした養育に努める

七つの心得（養育に臨む決意）

- 全国児童養護施設協議会「倫理綱領」を基軸とし、以下のように実践します
1. 「みとめて」「ほめて」子どもの自己肯定感を高めるよう努めます
 2. 「喜び」と「悲しみ」の共有・共感を実践し、互いに思いやる心を大切にします
 3. 日本文化と四季の良さを子どもたちに伝え、子どもの「こころ」を育てます
 4. 子どもの話に耳を傾け、わけへだてなく関わります
 5. 食べることの大切さ、食べられることへの感謝の気持ち、生きる喜び、命の大切さを教えます
 6. 子どもとの出会いを大切に、子どもの自律を促し自立心を育てます
 7. 自己研鑽、余暇の充実を図り、子どもとともに心身の健康に努めます